【改定】千葉市 水環境・生物多様性保全計画の概要（H30年度 確認・公表）

計画名	千葉市 水環境・生物多様性保全計画（R5.3策定） （前計画：千葉市水環境保全計画（H29.４）） （前計画：千葉市水環境保全計画（H29.４）） （前計画：千葉市水環境保全計画（H29.４）） （前計画：千葉市水環境保全計画（H29.４）） （前計画：千葉市水環境保全計画（H29.４））		
提出機関名	千葉市	対象地域	千葉市全域
メイン課題	水質改善、水環境（水量）、生態系、人材育成		
計画概要	「水環境の保全活用」、「生物多様性の保全再生」及び「計画の推進体制の整備」を取組の柱として、水の環(水循環)及び生物多様性による恵みを「子どもたちの未来へ」伝えるための取組。		
計画の特徴	河川や海岸を擁する本市は水資源が豊富であるが、市が計画改定にあたり市民に対しアンケート等を実施したところ、水環境、生物多様性ともに市民に十分浸透していないことを把握。これを踏まえ、関係者の連携による取組の着実な推進のため、水環境の保全の水質や水量に係る取組のほか、人材の確保・育成、ボランティアへの活動支援などによる「計画の推進体制の整備」に注力。		

計画対象地域（千葉市全域）

【改定内容】 上記の推進体制整備のほか、前計画の４つの方針に係る目標の評価を行い、概ね目標を達成した「物理環境」、改善傾向にある「水質」「水量」に係る施策を継続しつつ、達成が不十分であった生物に係る取り組み（生物多様性の保全再生）を柱の１つとして設定。その他、社会的情勢の変化等を踏まえ、マイクロプラスチックに係る取り組み等も追記している。

【実施体制】 千葉市（計画策定主体）

地方公共団体	都道府県	○
	政令指定都市	○
	市区町村	-
国の地方支分部局		-
有識者		○
事業者		○
団体（NPOなど）		○
住民		○
その他（　　）		-

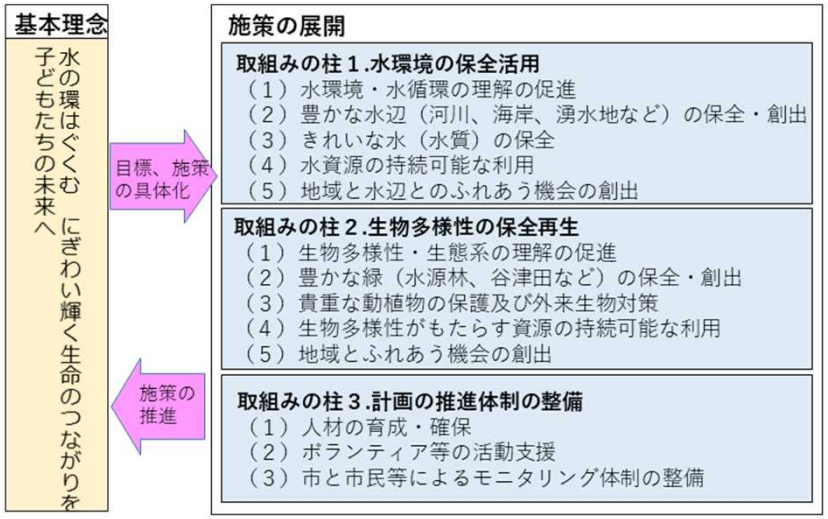

○推進体制

計画内で「市民」、「事業者」、「ボランティア」、「市」の役割を定義し、あらゆるステークホルダーが連携しつつ、国、県、近隣自治体からも理解と協力を得ながら計画を推進。なお、流域は市域を超えて広がりを持つため、関係自治体と連携を図りつつ推進。

○進行管理

基本理念を実現するため、3つの「取組の柱」・13の「施策の方向性」について、毎年度の数値把握を行い、点検・評価結果については、市のHPで公表。そのほか、計画期間の中間年度を目途に、中間見直しの機会を設け、改善を行う。